

《翻 訳》

カール・レンナー

『民族：神話と現実』(3)

太 田 仁 樹

偶然に本を発見 (第32巻第4号)
序言 (第32巻第4号)
民族の生い立ち (第32巻第4号)
主権を持つ法的権力としての民族国家 (第33巻第1号)
民族的共同体の法的緊急状態 (第33巻第1号)
インターナショナルの基体 (第33巻第1号)
インターナショナルの法的誕生 (本号)
国際連盟 (本号)
総連盟の憲法 (本号)
講和条約のマイノリティ保護
純粋なマイノリティと不純なマイノリティ
国内法制度としての民族的マイノリティ
混合国家におけるマイノリティ国家
信仰, 民族, 国家
国家的絶対主義と民族的絶対主義
ナショナリズムの急転回
諸民族の物質的存在

インターナショナルの法的誕生

マルクス主義学派は巨匠の字句解釈とスコラ的な防衛にあまりに長くかかり合っていて、精神的な上部建築が経済的諸事実の土台の上にどのようにそびえ立っているのかを研究するのを怠っていた。われわれがこの研究で目標とすることの一つは、法の基礎にある経済的諸事実の土台に対して、すなわち法学者が——上述したように——法的関係の基体と呼んでいるものに対して、新しい法がどのように展開されるのか、その際特に民族に対してはどうか展開されるのか、を究明することである。

さてインターナショナルが諸事実の中に存在する場合、どのような形で、どのような付随現象のもとで、それは法になるのであろうか？ 実際の生活の非常に目立った現象が徐々に法形態をとるに違いない、とあらかじめ認めておくべきである。

われわれが事実におけるインターナショナルと呼ぶものが現実であるならば、それらは不明瞭で見せかけだけで不完全な形ではあっても、ずっと前からあらゆる点で法的にも確かな地歩をしめる途上

にあったはずである。大戦までの広く行き渡った状況でそれが問題にされることがいかに少なかったかは驚くべきことであった。インターナショナルは、事実上諸国家の上に立つ法的組織を生み出した。しかし諸国家の上に立つ権力は決して法的に承認されることはなく、諸国家は主権を保持し続けたので、インターナショナルな法はまず諸国家内部の法として、あるいは諸国家間の単なる条約としての法として現われねばならなかった。

それにもかかわらず、政府の性格を持つインターナショナルな制度、すなわち官庁が利害や必要によって生ずる。ここではわれわれは、その設立年を示すのに戦前の制度の最も重要なものを挙げるにとどまる。

今日インターナショナルは、何よりも交通共同体である。ヨーロッパの諸国家は、個々の場合に共同の交通路を共同の行政官庁のもとにおいている。1856年に設置されたヨーロッパ・ドナウ委員会がそうである。それに対して、コンゴ航海法令における国際委員会、さらにスエズ運河委員会はそうではなかった。すでに国際連盟の前に、交通システムのために次のような職務が行われていた。ベルンの電信行政国際事務局（1868年以来）、ベルンの世界郵便連合事務局（1875年）、パリの度量衡国際事務局（1875年）、ベルンの国際運輸中央機関（1890年）、ベルンの無線電信国際事務局（1906年）。

衛生上の予防のために、以前はコンスタンチノーブル、タンジール、ブカレストの国際保健委員会が、のちにはパリの国際保健機関（1903年）が働いている。経済的利益の保護と振興のために設けられたものとしては、ベルンの営業財産保護国際事務局（1883年）、ベルンの文芸保護事務局（1886年）、ブリュッセルの常設砂糖委員会（1902年）、ローマの農業協会（1905年）、当時は半ばだけ公式の国際労働機関（1902年）があった。学問的な目的にはポツダムの測地学事務局その他がある。

ときには裁判権でさえ、経済的利益が与えられれば共同で組織される。だから現地人と余所者の間の争いのためにトルコとエジプトには混合裁判所がある。ハーグでの2度の講和会議（1899年と1907年）でハーグに常設の仲裁裁判所が組織され、のちの会議でハーグに国際捕獲審判所が組織された。

したがってインターナショナルな行政官庁や裁判所の萌芽はすでに出ているが、それらは多くの大都市に散らばっている。それらに割り当てられている素材は、恣意的であり、それらが形成された年代と同様に関連を欠いているように思われる。

にもかかわらず長い間、公的行政の領域での諸国家の利益共同体が、普通は全国家の同等の権利と同等の行政という形態でのみ、すなわち機関共同体ではなく、まず戦争によってしか阻止することのできない条約と協定の形で地歩を得てきた。遠洋航海や大洋の自由航行、海路規則（シグナル、燈台その他、海難の救助や荷物引き揚げ、内陸水路の航行自由（川、運河、湖）は他の保障をもたない。鉄道交通では、1886年5月15日のベルン協定（1907年5月18日更新）が、世界郵便交通では、一連の条約を基礎にして世界郵便連合（1878年6月1日以来）が、電信では、一般電信連合（1865年）と海底ケーブル保護の国際条約（1884年と1887年）が、自動車交通では、1909年11月11日のパリ協定が規制を行っていた。

私法と民事訴訟（1896年から1904年までのハーグ協定）、著作権と発明権（1883年のパリ協定と1886年のベルン協定）、国際刑法と犯人引き渡し制度、コレラ防疫（1894年4月3日の国際保健協定）とペスト防疫（1898年3月19日のヴェネツィア国際保健協定、すべての国際保健法をまとめた1903年12

月3日の国際協定)、海洋漁業、魚類・鳥類保護(1902年のパリ協定)、さらに猥褻出版物の頒布問題(1910年のパリ協定)、最後に労働者保護問題(1906年9月26日ベルンでの国際協定)について、あらゆる文化国家の間あるいは重要な利害関係者の間に条約と協定が存在する。それらによって、次のような点で同質性を持つ法共同体がつくられている。すなわち、私人は——どの西洋国家に住んでいようとも——おおよそ同じ法的諸関係に出くわすので、公務に就いている人を例外として、多数の人間にとって、どこに住んでいるのかはもはや外的事情の大きな差を意味するものではない。

諸条約に媒介されたインターナショナルなこの法的同質性は、同じ利害を持ち同様に振る舞う社会グループの間の持続的な関係の形成に寄与する、世界大戦以前にすでに測り知れない数にのぼっていたインターナショナルな諸団体によって鼓舞された。これらの諸団体は、個人的繋がり以外に、あらゆる国家の立法と同じように影響を与えることのできる同様な原理をつくり出すことを目的としている。あたかもこれらの諸団体は、立法をナショナルな議會で同様に規制するための、個々の問題についてのインターナショナルな準備会議なのである。このようにして、それは国家条約の基礎をつくり、またしばしば共同の委員会や役所となり、それゆえ機関共同体となり、超国家的な官庁的・司法的な機構となるのである。

だからエクメネ(Okumene)は、国際連盟よりずっと前にそれ自身の法的規範と機関、すなわち新しい国家としてのあり方の萌芽をことごとくつくり上げていた。

しかしインターナショナルな行政と裁判のこの機構のすべても、民族国家に本質的なものである立法、すなわち民族的な主権のこの最高の表現に関わるものではないように思われる。にもかかわらず、その意義が当初はほとんど知られていないようなやり方ではあっても、インターナショナルはこの領域においても現われているのである。

強制力のある法もなく超国家的な法律もない諸国家社会が、まったくのアナーキーのなかで、猛獣の生存法則に従って存在することはできない、という認識は長期の戦争の都度強くなった。だから廢墟となった中央ヨーロッパと全ヨーロッパを疲弊したままに残したかの戦争——30年戦争は、同時に近代ヨーロッパの国際法の創造者となった。すでにこのことは戦争の奇妙な弁証法を示している。30年戦争こそが——いつか前例としてそれに立ち戻ることになろうとは誰が予感したであろうか?——最も重要な新創造を世界にもたらした。ミュンスターとオスナブリュックで、ヨーロッパの全ての強国の代表が新たな歴史の最初の包括的な諸国家會議に結集し、支離滅裂の世界を共通の行動へと整えたのである。

ヴェストファーレン講和會議の前には、そのような会が催されることはなかった。會議という思想は長く恐ろしい戦争の惨禍からそこで初めて生成したのである。世界の秩序はすべての者の利益であり、個別国家の法は全体の欲求に応じなければならない。全体の欲求はすべての国家の代表全体、つまり會議によって探られる。その決議は全員にとって拘束力のある法として妥当せねばならない。

1648年から1649年の最初の諸国家會議は、この考えをその入り口では書き込まなかったし、最終決議としてその記録に入れることもなかった。大会は冗長で困難をきわめたもので、しばしば哀れむべき討論と結論であったが、すべての国家代表が一同に会したという事実だけでも、新たなことの開始を告げている。ラテン語の講和文書は最初の超ナショナルな法律であり、一種の超ナショナルな代表

によって締結された。それは今日に至るまでなお公法の法源であり、諸民族 (Volker) の多くの係争問題はまずそこで調整される。200年の間この文書は最高の尊敬を得ている。

その規定の法律的性格は、その規範内容が国家条約によって初めて有効になるということを根拠にして、否定することができる。しかし身分制時代においても、法律は君主と諸身分との契約の形をとり、そのことでその法律的性格が争われることはなかった。

ヴェストファーレン諸国家会議の後長い間、個々の講和会議だけが存在し、単なる隣人間の法、当事者間の法 (jus inter partes)、単なる条約法がつくられ、世界法はつくられなかった。ナポレオン時代の暴風の後、25年戦争の後にも、1814年から1815年のウィーン会議においては先例が繰り返された。

この第2の試みも、その行進は堂々たる様子であるが、その振る舞いと結果とはまだまったく悲惨なものである。大陸が1世紀の議会主義の歴史を持ち、選ばれた代表の公開の討議と議決に慣れている今日からみれば、高級外交官の秘密「条約」、廷臣たちの「陰謀」、小国王家の非難の書は、感じの良いものとは思われない。しかし諸国家共同体は、つねに既存の諸国家を、今日も当時もあるがままのものとして受け取らねばならなかった。

フランス革命で出現した一時的な運動の敗退の後に、会議は開かれた。それゆえ反動的なものであった——にもかかわらず、国際法的にはそれは進歩を意味した。その上に新しい世界秩序の反動的なカリカチュアが現れた。いわゆる「神聖同盟」である。ロシア、イギリス、プロイセン、オーストリアの間の緊密な同盟 (1815年11月20日) は、1818年にフランスの加入で拡大し、悪名高い「5 大国支配」を形成した。それはなれ合いでヨーロッパに内外の平和を命ずることを課題にしていた。5 大国支配は、1818年のアーヘン、1820年のトロップハウ、1821年のライバッハ、1822年のヴェローナと、繰り返し開かれた会議で一つの機関となった。なんらかの勢力間で生じたすべての係争問題はこの会議で、現状維持 (Status quo) の原則 (正統原理) に従って調整されるべきであり、大国のうち1国の委任された武装介入によって解決がなされるべきであった。このように偉大な将来理念は最も反動的な悪事のなかで初めて姿を現したのである。とにかく、会議の決議という形で超国家的な立法の代用物がつくられ、上述の5 大国支配のなかで超国家的な政府の代用物が設立され、武装した執行権、すなわち諸国家の上にあるインターナショナルな公的権力がそれを庇護したのである。

この神聖同盟の創立には、世界平和機構の理念が意識されていたが、しかしその機構は神聖同盟の手の中で、すべての発展の根絶のための、とりわけ諸民族の抑圧のためのものとなった。したがってそれは失敗に帰したと判断される。

同様にクリミア戦争も、1856年のパリ会議で幕を閉じた。それは諸国家共同体の法にとってまことに生産的で重要な諸国家会議であった。トルコはそこでヨーロッパの大国の協商に受け入れられたのである。

1878年のベルリン会議は、特別な意義を持つものであったようだ。トルコは1877/1878年の露土戦争に破れ、サン・ステファールノ講和 (1878年3月21日) を強いられた。この講和はたしかに隣人の法をつくったが、処理された紛争案件は部分的に他のヨーロッパにとって大きな利害を持つものであった。第1に、互いに講和に到達した交戦者たちは、諸国家会議の招集に従わねばならなかった。ロシアはその占領地のかなりの部分を手放さねばならなかった。バルカンは違っていた。世界列強の意志

によるものである。オーストリア・ハンガリーはヨーロッパの委任を受けて、ボスニアを管理することになった。それによって、交戦者たちの上に立つ主権を持つ官庁がはっきりと設立された。それは国境を権力的諸関係や隣人の意向によってではなく、想像上の世界全体の利益によって確定するのである。審判は戦争無しに土地を与えたり奪ったりする判決をおこない、国土の一部（ボスニア）に異民族列強を管理者として配し、重要な陣地を中立化する等々のことをおこなった。法思想の進歩について理解力を持っている者がはっきりと感じているのは、会議の理念はさらに進んで、實際上、インターナショナルな立法と行政に前進した。その場合、「国家間」という意味だけではなく、どの主権国家も服従しなければならない「超ナショナル」な最高権力の設立という意味でのインターナショナルなものが現われる。戦争と平和にはその時に交戦する諸党派だけが関係があるという観念は克服される。

その際、会議の思想はハーグの裁判所の指導理念とは本質的に異なっている。ハーグ裁判所は現行法に従って裁くので、諸国家についての定められた法を前提するのであるが、何が法になかったことであるのかを確定するのは諸国家会議の義務である。西洋文化共同体の優先的な利益にそった個々の利益の調停である。

上述した4つの諸国家会議は、事実上および実践上この機能をおこなっている。どの会議も数十年のあいだ機能し、後の会議ほど前の会議よりはよく、より首尾一貫し、より広い基礎の上に立っている！ したがって最高の意味でインターナショナルな方法と呼びたい国際法のこの方法は、確証済みのものであり、時には非常な緊急時のなかでも確証されたものである。私は、1917年にこの方法について次のように書いた。「しかし同時に大きな誤りがある。それは最大の緊急時において限られた妥当性の範囲においてだけ個々に部分的に確証されたのであり、継続的かつ普遍的に確証されたのではない。遙か中世の普遍的国内平和によるのとちょうど同じ様である。第1にそれは最悪の無政府時代にも4年、5年、10年ごとに決議され、常に立ち戻り、より長い期間維持し、ついには永遠の国内平和として恒常的・組織的な制度となり、それは今日誰にとっても端的に自明なことであり、限られた期間と訴訟案件についてであれ、国内平和が一度導入されねばならないということに、異論を唱える者はない。諸国家会議は臆病者が思うよりも早く西洋文化世界の恒常的・組織的制度となるであろう、というのはわれわれの岩のように堅い確信である。それはハーグの仲裁裁判所に、諸国家共同体の第2の、最も重要な機構を加えるであろう。」^[原注1]

国際連盟

この予言は2年後に実現され、同時にこの目標は、実践的には多方面で失敗したにもかかわらず、大いなるインターナショナルな行動において原則として達成された。

インターナショナル、すなわち大きく、前途有望で、全人類を包含する基体は、われわれが予示したように、すでにずっと以前から法の表面に現われていたが、ここかしこに、あるいは短期にあるいは長期に、まったく個別の関連のない制度のなかにあった。法の発展とは、いわばがらくたのなかのあちこちから草が芽を出し、繁茂し、萎れ、土に帰り、ついには全土壌が腐食土層と牧草地で覆われ

るようなものであった。最悪の戦争の惨禍においてさえ、人類の啓蒙された精神は塹壕の中であろうと銃後においてであろうと突然気がついた。世界には超国家的の秩序が必要だ、講和会議を開催すべきだったのだ！

何があったのか？ 歴史的発展そのものはパリの男たちに何を手渡したのか？ インターナショナルな法制度のそれぞれの例と見本：

1. 会議の思想はインターナショナルな立法の萌芽を形成した。——この種の持続的な会議がつくられ、そこには地上の全勢力が、短い移行期の後に、勝者も敗者も、同等の権利を持って属すべきものであった。
2. ウィーン会議の5大国支配は執行権力の歴史の見本を形成した。——この会議から国際連盟理事会がつくられ、その持続的な機構がジュネーブに置かれた。
3. インターナショナルな行政の多くの機関は、すでに戦前に設立されていた（鉄道、郵便制度、著作権等々）。——それらはジュネーブの国際連盟に集中し統一するよう試みられた。
4. ハーグの仲裁裁判所はインターナショナルな裁判権の見本であった。——これを発達させて、国際連盟に結びつけた。

国法学が主権国家に与えているあらゆる公的権力は、諸民族共同体（*Volkgemeinschaft*）にとって重要な部分については、すべて例外なくジュネーブで与えられ、限定された主権の上になつ部分的の主権としての諸国家共同体を原則として作り上げたように思われる。言葉は肉となり、インターナショナルは現実に有効な法制度になりえたのである。

もはや何ものも見つけ出す必要はなかった。すべて与えられていて、ただそれをとりまとめ、整理し、継続し、原則的に最後まで導くことだけが必要だった。

国際連盟を非歴史的で、非有機的な人為的創作物であると言う者は、最近の数百年の法の発展についてまったく何も知らず、理解していないのである。

1920年1月20日に発効した国際連盟規約そのものが定めた目的は新しいものではなく、1920年以前にすでに定められた、すでに前章で見たインターナショナルな諸文書よりも広い範囲のものではない。その前文における高度な条約締結部分は、以下の諸規則を考慮すると言っている。

諸国民（*Nationen*）の協働の推進とインターナショナルな平和とインターナショナルな安全の保証のために重要なのは、決められた義務を受け入れ、戦争に踏み切らないことである。

公然と打ち立てられ、率直に基礎づけられたインターナショナルな諸関係を維持すること。

政府の事実上の行動の規範として承認されているインターナショナルな法の諸規定を正しく遵守すること。

正義を支配せしめることおよび組織された諸民族（*Volker*）の相互関係におけるすべての条約義務を几帳面に尊重すること。

3つの目的として、諸国民（*Nationen*）の協働、世界の平和、諸民族の安全が掲げられている。4つの要求がこの目的を達成するために重要なものと考えられている。戦争の拒否、諸民族（*Volker*）

の諸関係の公開性（秘密外交の拒否）、すべての諸国家に対して拘束力のある超国家的な法、諸国家相互間の誠実な条約実行（最も明快な英語のテキストでは、“dealings of organised peoples with one another”）。

秘密外交の配給所から出てくる文書には、このような留保なき明確な定式化は期待できない。多かれ少なかれその制度全体を、いやいや対応しなければならないウィルソン大統領の気まぐれだと見なしていた1919年の多くの政治家は、諸国民（Nationen）の共同体の祭壇にその民族的主権の価値ある部分を捧げるように努力することはなかった。どちらかという、協定は心理的あるいは明示的な山積する留保の見本であり、条約締結国（敗者はずっとそれに属さず、創設者の意図でもすぐに属すべきではなかった）の一部分は、世界大戦の成果を恒久化し、勝者の獲物を確かめるための道具であると見なしていたのである。

そして出来事全体の道徳的な根本的失敗はここにある。それは、戦前ヨーロッパの不法な権力による血でもって描かれた痛ましい歴史、過ぎ去ったもの、一時的に妥当するものを石化し、しかも同時に未来に対し広く扉を開くべきものであった。だから協定はヤヌスの頭をもっている。後ろ向きには、ヨーロッパを永遠に半中世的な体制に塗り込め、あらゆる発展を押しえ込むよう定められた「神聖同盟」のような相貌を、前向きには、ついに平和を得たすべての国民（Nationen）の協働に基づく人類というメシア的な相貌を、それは紛れもなく示していた。

この分裂は、その創設に際してただちに、その将来にとって考えられないような宿命的な打撃を、その制度に加えた。アメリカ合衆国はこの理念の最初の擁護者であったが、講和条約の批准と国際連盟への加入を拒否した。だからそれは真の国際連盟とはならなかった。それはすべての当該諸民族の同盟ではなかったし、その拡大——合衆国は含まない——の後も中途半端にとどまり、その後も萎縮したものであったからである。だがこの中途半端のゆえに、それは人類の諸問題に関して非組織的な組織となる。西欧社会のうち最強の国を含む二つの大国がそこにはいないので、このような諸問題は事態に即して正しく決定されることはできない。どの国家的主権も、道徳的義務と事態の強制のもとに置かれてこそ、真に世界国家的な組織に服従するものである。欲するままに加入し脱退することのできる部分組織では、権威は低いものである。日本、ドイツ帝国、イタリアの国際連盟に対する振る舞いは、なによりもこの弱点をついている。

今日では、真の国際連盟は、ジュネーブの組織を基礎にして、敗者も勝者ももはやなく、講和条約の修正によって過去を率直に清算し、将来の発展を自由にする世界戦争の中立者こそが代表であるような世界会議によってしか現われえない。そのような世界大会の一つの召集を強行し、1918年のイニシャティヴを再び発揮し、良い結果をもたらすことは、もっぱら合衆国の手に——それはあらゆる手段を一時的に手中にしている——委ねられる。

全世界の平和を目指すという目的にもかかわらず、国際連盟協定は強制的講和、交戦者たちの講和、当事者間の法（*jus inter partes*）を基礎とするものである。上述した会議の思想は、一時的に戦間期に（*inter arma*）、および怒りによって（*ab irato*）、当事者間の法（*jus inter partes*）として結ばれた諸条約を後から人類の全体的利益に従って再吟味し、訂正することで、歴史的に保証されたのである。インターナショナルな労働運動の課題は、パリの部分的講和を会議による講和で取って代えるよう要

求し、加盟や脱退の随意的な部分連盟であるジュネーヴの国際連盟の代わりに、強制的な総連盟を世界会議によって創るのを要求することである。これだけが、すべての主権に対して、無条件の義務を伴う道徳的な権威を持つのである。

この総連盟という目的は、すべての国家の上に立つ公的権力の設立以外の何ものでもあり得ない。それは大小の個別国家の主権を、政治的・経済的な領域において、世界平和、諸国民（Nationen）の安全保障、世界経済の自由、諸民族（Volker）の文化共同体の発展がその時々必要とするかぎり、ただその限りに限定する。その公的権力とは、インターナショナルな立法であり、実行においては、その部門（航行、鉄道、航空交通、郵便、電話、電信等々）とインターナショナルな利害にかかわる対象（世界航行運河、航行可能河川、世界交通のキーポイント、重要な原料源等々）に関するインターナショナルな裁判とインターナショナルな行政とである。^[原註2]その際、着実な一步一步の前進は当然であり、全体による有効な管理が与えられさえすれば、今日の主権国家による多くの行政（スエズ運河）が将来も委任行政として個別国家に任せられたままでありうることは不可避であろうし、目的が明確な限り差し支えない。結局このような超国家的秩序のためには、総連盟の手に強制力のある権力を与えることが必要なのである。世界組織が実際に組織された諸民族（Volker）の全体に基礎を置かなければ、軍事以外の方法での強制手段（通商上および金融上のボイコット等々）が、より大きな影響力を持ち、通常はそれで十分となるだろう。しかし、人間的な制度の有機的形成に役立つとする者は誰でも、個別諸国家の軍備縮小と同時にインターナショナルな陸海軍部隊の設立が持続的な平和の保障に——少なくともかなり長い間——不可欠であるという洞察に目をつぶることはできない。天上から地上への贈り物として世界平和が降りてくることに頼らない者は、平和の利益の現実の力だけでなく、現実は今現在機能している既存の権力がその背後に必要であることを忘れてはならない。社会主義者や平和愛好者の誰もこの推論を拒むことはできない。

誰も法的利益を保護されないままにすることはできない。法、裁判、行政が意のままにならなくなるや否や、正当な自力救済権に訴えることに頼り、自己保存に利益を感じるであろう。しかし正当な自力救済は諸民族相互の関係においては今なお戦争である。それを排斥することができるのは、脅かされた権利のために公的な権力を用いることのできる者だけである。この結論を回避しようとする平和主義は、有効な理念ではなく、お目出度い願望にすぎない。

総連盟の憲法

国際連盟の理念は、なによりもその憲法によって損なわれ、偽られた。事実上のインターナショナルを眼に見えるものにし、完全な力の中に表現する場合にのみ、超国家的な機構は主権を持つ諸国民（Nationen）に対して力を得ることができる。われわれの文化の決定的な要因であるナショナルなものとは具体的には個別国家の中に組織され、その国民代表は大衆の中にあるあらゆる志向を引き出し、その政府は権力の充填を意のままにし、その軍隊は通常全国民（das gesamte Volk）を武器の下に呼び寄せる。近代の文化人におけるナショナルなものは草の根から力強く組織され、権力のあらゆる象徴で装っている。彼らにおけるインターナショナル——それはどのように作用しているのか？

国際連盟 (Volkerbund) は、英語では「League of Nations」、フランス語では「Société des Nations」と呼ばれる。三つの表現はまったく一致していない。「Liga」は国際法上の諸国家連合を、「Société」は私法上の団体を、「Bund」は国法上の結社を表している。二つの外国語表現は政治的に正しく国民 (Nation) を結合の主体としている。しかし実際は、いわゆる国際連盟は諸国家政府の代表の恒常的な会議である。今日一般に諸国家が国民のために存在するとするなら、諸国家政府は国民そのものではなく、国民の一時的な支配グループの代表である。この代表は決定の自由を持つ者ではなく、本国の命令委任を担っているのである。しかしこの委任は、意識的にインターナショナルな志向を持つ者が行うにしても、ナショナルに指図され、その民族の特殊利害を信じて疑わないものなのである。すでにこの事情により、国際連盟の会議や目的——インターナショナルな共同体の援助——に関する協議会での討議は、それほど実り豊かなものとなる可能性はない。

以下の諸矛盾に注意。

世界の銀行家、商工会議所、労働者の会議、1917年の経済会議——それらはすべて関税政策上の取引停止を嘆き、世界中はそれがすべての共通の災難であると確信している。個別国家の政府は、組織されたナショナルな特殊利害の代表として互いに交渉し——共同体利害の代表はまったくテーブルについていない——、必然的に結局は特殊性の突出と鋭い中断となる！

あらゆる公的な事柄において、現実の利害が存在することにだけに頼るのではなく、その利害は組織されねばならず、また組織された力として発言の機会を得なければならない。ナショナルな特殊政府の代表を機械的に向き合わせても、国際連盟の固有の目的を完全に表現することは決してできない。

われわれはすでに、インターナショナルに根拠を与えている諸事実を概括的に明らかにした。あらゆるものに浸透する世界の経済・交通共同体——それは国際連盟そのもののなかにはなく、それと協調することなく、世界経済会議の無力な専門家団体のなかに放逐されている。すべての民族 (Volker) を捕らえる、新たな階級区分は協議会において表現される。それは国際連盟規則から放逐され、講和条約の第8部に「労働」という標題の下に表され、ジュネーブにいわゆる「労働機構」がインターナショナルな労働官庁とともにつくられている。その中でも企業者の代表と国家政府の影響によって労働の利益が損なわれているらしいことを度外視すれば、——2つのきまり文句によるだけでめんどろな事実を特徴づけるものとして、資本も労働も国際連盟協議会に現れないし、協調することもない。その上西洋の文化共同体は分け隔てられ、パリの「精神的協働研究所」において非常に問題のある地位を維持している——しかしそれは国際連盟の協議会にはない。等々。すべての真にインターナショナルな利益と運動は、国際連盟の協議会から念入りに切り離され、組織された民族利害を残存させ、命令委任を持つナショナルな政府の代表によって行われている！

だから国際連盟は代表された諸国民の不適切に歪められた像を与えている。プロレタリアート、インターナショナルな思想のこの真の前衛は、これまで労働者党がある国で一時的に政権にあるという例外的なチャンスにのみ、国際連盟会議に登場することができ、協議会理事国の一つを労働者政府がとる場合にのみ協議会に参加した。

事実上のインターナショナルは、どの家庭やテーブルにもあり、誰の下着や衣服にも入り込み、ど

の映画スクリーンでも輝き、どのラジオからも話しかけている。——しかしその表現がなされるべき国際連盟会議に、それはまったく登場しない！ かつての身分制議会の陰で市民や農民が諸身分の単なる背後利害として消えていたように、ナショナルな諸政府の陰でこの利害は消えている。

国際連盟の憲法全体は恒常的に考えられている。どの連盟構成員も——すなわちどの国も——連盟会議に最高3人の代表を出し、1票を行使するだけである。主権もまた、フランスであろうとハイチであろうと、他と同権である。それでも英国は何とかやっている。カナダ、オーストラリア、南アフリカ、ニュージーランド、インドが国際連盟に対して主権国と同様に扱われているからである。しかし協議会においては主要国の代表が常任メンバーとして参加している。(神聖同盟の5大国支配が復活を祝っている)。合衆国が距離をとっているので、1930年代まで大英帝国、フランス、イタリア、日本がそうであり、1926年から1933年の間はドイツ帝国も加わっている。現在ではそれらと並んで9カ国——もともとは4カ国——の非常任メンバーが認められている。それは3年ごとに選出され、毎年3分の1が離任する。これは連盟会議そのものによって「自由な判断によって」(第4条)決められる。全体会議は、たしかにインターナショナルなすべての問題を提起するが、同時にその解決を妨げ、延期しているように見える。インターナショナルな発展の推進諸力はそれによって排除されてしまう！

このような制度の機能のあり方からイメージをつくるためには、確かなアナロジーを引き合いに出す必要がある。ドイツ帝国の憲法では、連邦議会(Bundesrat)では、「連合した諸政府」が代表され、それらの間の勢力の配分はあらかじめ決められ、プロイセン王が票の多数を意のままにできるようにされていた。ビスマルク自身、ドイツの分立主義と王朝的特殊利害を克服するために、この硬直したシステムに普通選挙権の帝国議会(Reichstag)を可動的で推進的な要因として対置することが不可欠だと考えた。世界の所与の権力関係に従えば、国際連盟の連盟会議や協議会を排除することは考えられない。国際連盟そのものの理念を放棄することなく、それが変わらないなら、その他の点で連盟そのものが配慮することであろう。だから「連合した諸政府」の議会に第2の議会を添えること以外に方策は残っていない。そこでは諸民族自身が、経済構造、社会的価値、現在の不幸、将来の希望を言葉にし、決定しなければならない。しかしこのことは、政府に国民代表が対立するように、協議会に対立する自由な代表をすべての構成諸国民から召集することによってしかできない。

このような制度は、具体的に示され、自然に発生していて、非常に未発達で、法の外に存在し、参加者の自由な協働に基づく機構にとどまらざるをえないにしても、数年来機能している。ここでもまた社会的・法的発展の一般的法則が確認される。共同体の欲求は、まず法と国家の外部で、社会の胎内から機構や制度そのものを生みだすが、それらは法制度になってはじめて共同体の欲求を実際に満足させることのできるよう定められている。諸民族の平和や超国家的な裁判権の道をひらくために、1888年パリでSir Randal CremerとFrederic Passyによって諸国議会同盟がつくられ、それ以来毎年、諸国議会同盟、あるいは少なくとも諸国議会協議会の会合、恒常的な委員会が開かれた。この同盟にはこれまで約40の議会が参加している。もちろん、すべての国やすべての党派が強制的に参加するのではなく、決議を挙げる以外の活動の余地もないこのような連合は、腕のない画家のようなものであり、たいていは様々な国の国民代表を互いに知り合いにさせ、それによってインターナショナル

な意志疎通を容易にするのに貢献するだけである。しかしその本来の目的である世界平和と世界裁判権は、国際連盟の目的と同じである。

法律外の非強制的なこの制度から強制的な法律機関をつくることは、諸民族 (Volker) 自身が発言する第2の議会を国際連盟の「連合した諸政府」に付け加えることにほかならない。そこではすぐさますべてのインターナショナルな事実が十分な重みを持つことになるだろう。あらゆる諸国のプロレタリア的・社会主義政党が、世界平和と世界交通の問題において前線に立つだけでなく、世界経済的利害の代表も発言するだけでなく、その票にもものを言わせるようになると、ナショナルな特殊性に固執する反動的な傾向もまたあらゆる諸民族の中に現われるであろう。しかし特殊利害としてのナショナルな特殊利害はつねに必ず互いに矛盾するので、システムそのものが世界共同体の意味での発展を鼓舞せねばならないであろう。

にもかかわらず、多くの諸国のプロレタリア的・社会主義政党が諸国議会同盟に距離を置くなら、近視眼的で間違っている。反対に、同意を得てそれに協力し、いつか国際法的機関になりジュネーヴの連盟会議とならぶ第二の議会として相応の場と留保された役割を受け取るように押し進めなければならない。インターナショナルな裁判と行政の、従来国際連盟とは切り離されていた緩やかな制度はすべて、この議会の特別委員会によって指導され、管理されるべきであろう。国際連盟憲法のこの補完がなされるならば、この機関の社会的重要性はただちに再建され、その発展の行き詰まりはただちに克服されるであろう。もちろん、この道が遠いものであることは疑問の余地がない。

国際連盟の清算ではなく、発展の中に出口はある。連盟を地球全体に拡大させた世界会議もまた新しい制度を確定せねばならない。それを行うことは、自らインターナショナルであると称するプロレタリア政党だけでなく、世界平和に関心を持つすべての平和愛好者と経済的・文化的なすべてのグループの最も高貴な任務である。

世界秩序にとって重要な多くの諸国で、ナショナルな議会主義そのものが打ち倒され、まったく粉碎されている時代に、超国家的な議会について語ることは、何というユートピアであろう！ その開催が内面の空虚を外面の虚飾によって隠蔽することがほとんどできない時代に、諸国議会同盟の意義のある発展を期待するとは、何という事実誤認であろう！ これは、理解できるまったく当然の異論である。それはわれわれの任務の誤解のうえに立っている。この研究では、われわれは眼下で生じている法について、したがって萌芽と若芽について語っているのであり、法的発展や経済・社会的な発展の幹や果実について語っているのではない。この問題については特別な広範な叙述が必要であるが、この枠内では不可能である。だがこの諸要素を概観すべきだという異論に対しては、とりあえずそれに関する議論の簡単な展望をあとがきに付けるべきであろう。

[原 注]

[1] Krieg, Marxismus und Internationale, Seite 304.

[2] これについては、Krieg, Marxismus und Internationale の各節を見よ。“Probleme des Volkerrechts”, Seite 283ff., “Die Methoden des Volkerrechts”, Seite 289, “Neutralisierung oder Internationalisierung?”, Seite 295ff. インターナショナルな共生の実践が引き起こす多様な個別的諸問題は、もちろんここでは問題にできない。方法的にまったく接合できないのである。